

茅ヶ崎市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 1 0 月 1 日

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

茅ヶ崎市条例第 3 1 号

茅ヶ崎市市税条例の一部を改正する条例

茅ヶ崎市市税条例（昭和 2 5 年茅ヶ崎市条例第 4 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条中「公示送達は」の次に「、公示事項（同条第 2 項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和 2 9 年総理府令第 2 3 号。以下「施行規則」という。）第 1 条の 8 第 1 項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行う」を「掲示することによってする」に改める。

第 1 2 条中「地方税法施行規則（昭和 2 9 年総理府令第 2 3 号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第 2 5 条の 3 中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第 2 5 条の 9 第 1 項中「若しくは金銭」を削り、同項第 1 号から第 3 号までを次のように改める。

- (1) 所得税法第 7 8 条第 2 項第 2 号の規定に基づき財務大臣が指定した寄附金のうち、神奈川県内に事務所又は事業所を有する法人又は団体に対するもの
- (2) 所得税法施行令（昭和 4 0 年政令第 9 6 号）第 2 1 7 条第 1 号に規定する独立行政法人（神奈川県内に事務所又は事業所を有するものに限る。）に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）
- (3) 所得税法施行令第 2 1 7 条第 1 号の 2 に規定する地方独立行政法人（神奈川県内に事務所又は事業所を有するものに限る。）に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）

第 2 5 条の 9 第 1 項中第 4 号を第 1 1 号とし、第 3 号の次に次の 7 号を加える。

- (4) 所得税法施行令第 2 1 7 条第 2 号に規定する法人（神奈川県内に事務所又は事業所を有するものに限る。）に対する寄附金（法第 3 1 4 条の 7 第 1 項第 2 号に掲げるもの及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）

(5) 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人（いずれも神奈川県内に事務所又は事業所を有するものに限る。）に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）

(6) 所得税法施行令第217条第4号に規定する学校法人（神奈川県内に事務所又は事業所を有するものに限る。）に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）

(7) 所得税法施行令第217条第5号に規定する社会福祉法人（神奈川県内に事務所又は事業所を有するものに限る。）に対する寄附金（法第314条の7第1項第2号に掲げるもの及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）

(8) 所得税法施行令第217条第6号に規定する更生保護法人（神奈川県内に事務所又は事業所を有するものに限る。）に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）

(9) 所得税法第78条第2項第4号に規定する公益信託（神奈川県知事の認可を受けたものに限る。）の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金

(10) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金（その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるもの、出資に関する業務に充てられることが明らかなもの及び次号に掲げる寄附金を除く。）のうち、神奈川県内に事務所を有する法人に対するもの

第26条の2第1項ただし書中「若しくは法第314条の2第4項」を「、法第314条の2第4項」に改め、「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。）（前年の合計所得金額が850,000円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」を加え、「同項第4号」を「同項第11号」に改め、同条第4項中「同項第4号」を「同項第11号」に改める。

附則第1条の3を削る。

附則第2条の7中「附則第21条の2第1項、附則第21条の3第1項、附則第21条の4第1項、附則第21条の7第1項、附則第21条の8第1項、附則第21条の9第1項又は附則第21条の10第1項」を「附則第21条の3第1項、附則第21条の4第1項、附則第21条の5第1項、附則第21条の8第1項、附則第21条の9第1項、附則

第 2 1 条の 1 0 第 1 項又は附則第 2 1 条の 1 1 第 1 項」に改める。

附則第 2 1 条の 1 2 を附則第 2 1 条の 1 3 とし、附則第 2 1 条の 1 1 を附則第 2 1 条の 1 2 とする。

附則第 2 1 条の 1 0 第 2 項中「附則第 2 1 条の 1 0 第 1 項」を「附則第 2 1 条の 1 1 第 1 項」に改め、同条を附則第 2 1 条の 1 1 とする。

附則第 2 1 条の 9 第 2 項中「附則第 2 1 条の 9 第 1 項」を「附則第 2 1 条の 1 0 第 1 項」に改め、同条を附則第 2 1 条の 1 0 とし、附則第 2 1 条の 8 を附則第 2 1 条の 9 とする。

附則第 2 1 条の 7 第 2 項中「附則第 2 1 条の 4 第 1 項」を「附則第 2 1 条の 5 第 1 項」に改め、同条第 5 項第 2 号から第 5 号までの規定中「附則第 2 1 条の 7 第 1 項」を「附則第 2 1 条の 8 第 1 項」に改め、同条を附則第 2 1 条の 8 とする。

附則第 2 1 条の 6 第 1 項中「附則第 2 1 条の 4 第 1 項」を「附則第 2 1 条の 5 第 1 項」に改め、同条を附則第 2 1 条の 7 とし、附則第 2 1 条の 5 を附則第 2 1 条の 6 とする。

附則第 2 1 条の 4 第 2 項中「附則第 2 1 条の 7 第 1 項」を「附則第 2 1 条の 8 第 1 項」に改め、同条第 3 項中「附則第 2 1 条の 4 第 1 項」を「附則第 2 1 条の 5 第 1 項」に改め、同条を附則第 2 1 条の 5 とする。

附則第 2 1 条の 3 第 3 項第 2 号から第 5 号までの規定中「附則第 2 1 条の 3 第 1 項」を「附則第 2 1 条の 4 第 1 項」に改め、同条を附則第 2 1 条の 4 とする。

附則第 2 1 条の 2 第 3 項中「附則第 2 1 条の 2 第 1 項」を「附則第 2 1 条の 3 第 1 項」に改め、同条を附則第 2 1 条の 3 とし、附則第 2 1 条の次に次の 1 条を加える。

(加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例)

第 2 1 条の 2 令和 8 年 4 月 1 日以後に第 6 8 条の 2 第 1 項の売渡し又は同条第 2 項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第 6 8 条第 1 号オに掲げる加熱式たばこをいい、第 6 9 条の 2 の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第 7 0 条第 1 項の製造たばこの本数は、同条第 3 項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第 6 8 条第 1 号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。

- (1) 葉たばこ（たばこ事業法第 2 条第 2 号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第 8 条の 4 の 2 に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。） 当該加

熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。）の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法

2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第69条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

(1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの

(2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第69条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であって当該加熱式たばこのみの品目のもの別表中「令和3年1月1日から令和7年12月31日まで」を「令和8年1月1日から令和12年12月31日まで」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第2条の7の改正規定、附則第21条の12を附則第21条の13とし、附則第21条の11を附則第21条の12とする改正規定、附則第21条の10第2項の

改正規定、同条を附則第 2 1 条の 1 1 とする改正規定、附則第 2 1 条の 9 第 2 項の改正規定、同条を附則第 2 1 条の 1 0 とし、附則第 2 1 条の 8 を附則第 2 1 条の 9 とする改正規定、附則第 2 1 条の 7 の改正規定、同条を附則第 2 1 条の 8 とする改正規定、附則第 2 1 条の 6 第 1 項の改正規定、同条を附則第 2 1 条の 7 とし、附則第 2 1 条の 5 を附則第 2 1 条の 6 とする改正規定、附則第 2 1 条の 4 の改正規定、同条を附則第 2 1 条の 5 とする改正規定、附則第 2 1 条の 3 第 3 項の改正規定、同条を附則第 2 1 条の 4 とする改正規定、附則第 2 1 条の 2 第 3 項の改正規定及び同条を附則第 2 1 条の 3 とし、附則第 2 1 条の次に 1 条を加える改正規定並びに附則第 6 項から第 8 項までの規定 令和 8 年 4 月 1 日

(2) 第 1 0 条及び第 1 2 条の改正規定並びに次項の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 1 号）附則第 1 条第 1 2 号に掲げる規定の施行の日

(3) 第 2 5 条の 9 第 1 項の改正規定、第 2 6 条の 2 第 1 項の改正規定（「同項第 4 号」を「同項第 1 1 号」に改める部分に限る。）、同条第 4 項の改正規定及び附則第 1 条の 3 を削る改正規定並びに附則第 4 項の規定 令和 9 年 1 月 1 日

（公示送達に関する経過措置）

2 改正後の茅ヶ崎市市税条例（以下「新条例」という。）第 1 0 条の規定は、前項第 2 号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

（市民税に関する経過措置）

3 新条例第 2 5 条の 3 及び第 2 6 条の 2 第 1 項ただし書の規定は、令和 8 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和 7 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

4 所得税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 8 号）附則第 3 条第 1 項の規定の適用がある場合における新条例第 2 5 条の 9 第 1 項第 9 号の規定の適用については、同号中「寄附金」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 8 号）附則第 3 条第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第 1 条の規定による改正前の所得税法第 7 8 条第 3 項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）」とする。

5 令和 8 年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第 2 6 条の 2 第 1 項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第 1 項第 1 2 号に規定する特定親族をいう。）（前年の合計所得金額が 8 5 0, 0 0 0 円以下であるものに限り。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」と

する。

（市たばこ税に関する経過措置）

- 6 次項に定めるものを除き、附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第21条の2第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。
- 7 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、茅ヶ崎市市税条例第68条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第70条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第21条の2の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。
 - (1) 茅ヶ崎市市税条例第70条第3項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第21条の2第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数
 - (2) 新条例附則第21条の2の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数
- 8 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。